



横弁発第 号
平成12年 月 日

殿

横浜弁護士会
会長 永井 嵩朗



懲戒請求の受理通知

あなたから平成12年 月 日付でなされた懲戒請求を平成12年綱第 号として受理し、懲戒委員会の審査に付するか否かについて綱紀委員会に調査させることにしました。(村野 崇夫 氏)

本会が弁護士を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手続きを終えないときは、懲戒請求人は、弁護士法第61条第1項によって日本弁護士連合会に異議の申出をすることができます。

懲戒事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第64条によって懲戒委員会の審査に付することができないことになっております。

〈注意事項〉

1. 懲戒請求人が2人以上あるときは、協議によって懲戒請求人代表1人を選任し、書面で届け出て下さい。
2. 懲戒請求人が代理人を選任したときは、書面で届け出て下さい。懲戒請求人の代理人が2人以上あるときは、協議によって主任代理人1人を選任し、書面で届け出て下さい。
3. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。
4. 証拠書類等は、6通(コピー可)ご提出下さいますようお願いいたします。

なお、原則として今後の通知又は連絡は、懲戒請求人代表・主任代理人宛にいたします。

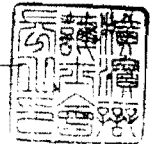
以 上



横弁発第 号
平成13年 月 日

殿

横浜弁護士会
会長 須須木 永一



懲戒請求の受理通知

あなたから平成13年 月 日付でなされた懲戒請求を平成13年網第
号（村野光夫会員）・ 号（北田幸三会員）として受理し、懲戒委員会の審査に
付するか否かについて綱紀委員会に調査させることにしました。

本会が弁護士を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手続きを終えないと
きは、懲戒請求人は、弁護士法第61条第1項によって日本弁護士連合会に異議の
申出をすることができます。

懲戒事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第64条によって懲
戒委員会の審査に付すことができないことになっております。

〈注意事項〉

1. 懲戒請求人が2人以上あるときは、協議によって懲戒請求人代表1人を選任し、
書面で届け出て下さい。
2. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。
3. 証拠書類等は、6通(コピー可)ご提出下さいますようお願いいたします。

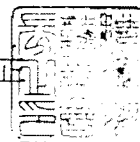
以 上



横弁発第 号
平成14年 月 日

殿

横浜弁護士会
会長 池田 忠正



懲戒請求の受理通知

あなたから平成14年 月 日付でなされた懲戒請求を平成14年綱第 号として受理し、懲戒委員会の審査に付するか否かについて綱紀委員会に調査させることにしました。(木村 野 太 夫 氏)

本会が弁護士を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手続きを終えないときは、懲戒請求人は、弁護士法第61条第1項によって日本弁護士連合会に異議の申出をすることができます。

懲戒事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第64条によって懲戒委員会の審査に付すことができないことになっております。

〈注意事項〉

1. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。
2. 証拠書類等は、6通(コピー可)ご提出下さいますようお願いいたします。

以 上

日弁連 審 H14-(異)- - -

平成14年 月 日

異議申出人

殿

日本弁護士連合会懲戒委員会
委員長 落合長治

審査開始通知書

貴殿からの懲戒請求事件に関する異議について、当委員会の審査を開始したので通知します。

本事件番号： 平成14年懲(異)第 号 (村野光夫弁護士)

審査開始日： 平成 14年 月 日



日弁連 審 H15-(異)- - -

平成15年 月 日

異議申出人 殿

日本弁護士連合会懲戒委員会

委員長 落合長治

審査開始通知書

貴殿からの懲戒請求事件に関する異議について、当委員会の審査を開始したので通知します。

本事件番号： 平成15年懲(異)第 号 (村野六太郎)

審査開始日： 平成15年 月 日



横弁発第 号
平成15年 月 日

殿

横浜弁護士会
会長 箕山 洋二



懲戒請求の受理通知

貴殿から平成15年 月 日付でなされた懲戒請求を平成15年綱第 号として受理し、懲戒委員会の審査に付するか否かについて綱紀委員会に調査させることにしました。(村野光夫 氏)

本会が弁護士を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手続きを終えないときは、懲戒請求人は、弁護士法第61条第1項によって日本弁護士連合会に異議の申出をすることができます。

懲戒事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第64条によって懲戒委員会の審査に付すことができないことになっております。

〈注意事項〉

1. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。
2. 証拠書類等は、6通(コピー可)ご提出下さいますようお願いいたします。

以 上

日弁連 審 H15-(異)- - -

平成15年 月 日

異議申出人 殿

日本弁護士連合会懲戒委員会
委員長 落合長治

審査開始通知書

貴殿からの懲戒請求事件に関する異議について、当委員会の審査を開始したので通知します。

本事件番号：平成15年懲(異)第 号 (村野光夫:弁)

審査開始日：平成 15年 月 日

懲戒第 号
平成17年 月 日

様

横浜弁護士会
会長 田村 道弘

調査開始通知書

貴殿からの平成17年 月 日付懲戒の請求について、綱紀委員会に事案の調査を求めましたので通知、いたします。

【事件番号】 平成17年(綱)第 号

【被請求者】 村野 七夫（登録番号：13593）

本会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、懲戒請求者は、弁護士法第64条によって日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。

なお、懲戒の事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第63条によって懲戒の手続を開始することができないことになっております。

〈注意事項〉

1. 懲戒請求者が2人以上あるときは、協議によって懲戒請求者代表1人を選任し、書面で届け出てください。
なお、原則として今後の通知又は連絡は、懲戒請求者代表宛にいたします。
2. 通知文または文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出てください。
3. 追加書面（証拠書等）は、一通に提出し、ますようお願いいたします。

横浜発第 号
平成19年 月 日

殿

横浜弁護士会
会長 山本 行

調査開始通知書

貴殿からの下記懲戒請求事案について、綱紀委員会に事案の調査を求めましたので、お知らせいたします。

【事案番号】 平成19年（綱）第 号
【対象弁護士】 村野 光夫（登録番号：13593）
【調査請求日】 平成19年 月 日

本会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、懲戒請求者は、弁護士法第64条によって日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。

なお、懲戒の事由があったときから3年を経過したものは、弁護士法第63条によって懲戒の手続を開始することができないことになっております。

連絡事項

1. 懲戒請求者が2人以上あるときは、協議によって懲戒請求者代表1人を選任し、書面で届け出て下さい。
なお、原則として今後の通知又は連絡は、懲戒請求者代表宛にいたします。
2. 通知又は文書の送付先を変更したときは、直ちに書面で届け出て下さい。
3. 追加書面（証拠書類等）は、調査の関係上、甲号証として6通ご提出下さいませようお願いいたします。

※ 本件に関する書類等は、懲戒請求事案についての調査等に利用します。書類等については、対象弁護士へ交付することはありません。

平成21年 月 日

綱紀審査申出人 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

綱紀審査開始通知書

貴殿から弁護士法第64条の3第1項の規定による綱紀審査の申出があり、
綱紀審査会に事案の審査を求めたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀
審査会及び綱紀審査手続に関する規程第22条の規定により、通知します。

事件番号：平成21年（コシ）第 号

対象弁護士等：村野 光夫

綱紀審査会に綱紀審査を求めた日：平成21年 月 日